

戦前期農家小組合の形態と機能

—日本農業・農村における「個と集団」の歴史分析—

野田 公夫

Kimio NODA : Types and Roles of Peasants Cooperatives in the Prewar Period

— Historical Analysis on Individuals and Groups in Japanese Agriculture / Rural Villages —

The Taisho & pre-war period in the Showa era were noteworthy in the sense that agricultural organizations based on hamlets had been expected to play more important roles than today and these organizations created in almost all hamlets. Those organizations had been called "peasant cooperatives" in those days.

The peasant cooperatives were formed based on a geographical unification whose units were usually hamlets (often villages in Edo era). The traditional characteristics tended to be emphasized and showed long histories of Japanese agriculture. Therefore, they have not been appreciated positively so far. However, these cooperatives had been formulated as a collective. Voluntary measures due to lack of labor force and agricultural commodities followed the development of big cities and were preconditioned by the growth of individualism & collapse of old communities. They were new functional groups different from pre-modern hamlet organizations.

The peasant cooperatives increased remarkably by the strengthened policy supports during the Showa economic crisis and the war time regime. However, contrary to their developments in terms of numbers, they were reorganized as the "terminal organizations of controlled economy" or "controlled organizations for rationing and shipments" and have lost their autonomy & diversity.

はじめに

近年、農業・農村再建のための有力な方向として集落営農の取り組みが注目されているが、大正から昭和にかけての一時期は、今以上に集落営農が重視され無数の取り組みがなされた、まことに注目すべき時代である。かかる集落営農組織は、明治中期以降各地で自生的につくられはじめ、大正期に入ると多くの府県で農会が積極的な奨励策をとり急増することとなった(表1)。通常これらの組織を「農家小組合」とよんでいる。他方昭和に入り、1933(昭和8)年に策定された産業組合拡充5ヶ年計画において、これらの農家小組合を法人化することによって産業組合に加入する道が開かれた。昭和恐慌対策として産業組合の抜本的強化を意図する農政サイドの積極的な育成策によって、農家小組合の法人化=産業組合への編入(これを農事実行組合とよんだ)が奨励されるとともに、新たな農家小組合・農事実行組合の設置が急ピッチで進んだ。こうして、戦時体制末期には日本中の農家がほぼ全戸農事実行組合に組織されたのであった。

表1 都道府県農会の農家小組合奨励策採用年次

採用年次	採用都道府県名
1896 (明治29) 年	鹿児島
1904 (明治37) 年	岡山
1909 (明治42) 年	鳥取
1910 (明治43) 年	埼玉
1911 (明治44) 年	茨城
1912 (大正元) 年	福井、佐賀
1913 (大正1) 年	栃木、三重
1914 (大正3) 年	愛知、大分
1915 (大正4) 年	新潟
1916 (大正5) 年	石川
1917 (大正6) 年	北海道
1918 (大正7) 年	岩手、長野
1919 (大正8) 年	山形、東京、神奈川、山梨、島根、長崎
1920 (大正9) 年	秋田、徳島、熊本
1921 (大正10) 年	富山、奈良、宮崎
1922 (大正11) 年	群馬、岐阜、滋賀、大阪、兵庫、和歌山、広島
1923 (大正12) 年	宮城
1924 (大正13) 年	青森、静岡、京都
1925 (大正14) 年	山口
1926 (大正15) 年	愛媛
1930 (昭和5) 年	千葉

(調査漏れ…香川)

注) 渡辺 程治「農家小組合の展望」『帝国農会報』1936年4月、より作成。

後述する鈴木栄太郎の所説にしたがって、初期(明治中後期以前)のものをひとまず除外し明治後期以降に設立されたものを対象とするが、これらの集落営農組織は3つの時期に大別して考察するのが妥当である。それは(第1期)大正期～産業組合拡充5ヶ年計画以前の、比較的自生的性格の強い^(注1)もの(農家小組合)と、(第2期)同計画以降の、産業組合のなかに位置づけが与えられるとともに、国政サイドの積極的奨励(経済更生運動)のもとで結成されたもの(農家小組合と農事実行組合との並立)、および(第3期)戦時体制下において統制経済の下部機関に編成替えされたもの(農事実行組合)である^(注2)。以上の3時期を通じて蓄積された膨大な集落農業組織の実績は、現在の私たちにとっても種々のヒントを提供してくれる貴重な経験であり、また(第1期)(第2期)(第3期)という性格を異にする三つの時期(性格)を経たことは農政・自治体・農業団体・集落それぞれの主体性やヘゲモニーのありようとの関連で集落農業組織の機能がいかなる変容を被ったのか、という興味深い論点も提示してくれよう。

本稿では、全国的もしくは一般的事項については主に『帝国農会報』(帝国農会)所収の諸論考を用いて考察し、さらに具体的な分析を滋賀県について、『滋賀県農会報』(のち『滋賀県農報』と名称を変更、滋賀県農会)所収の諸調査・諸論考を用いて検討した。

1. 農家小組合の展開とその基本的性格

(1) 農家小組合の新しさ

通常農家小組合は、大字（旧近世村であることが多い）を単位とする地縁的結合の上に結成されたものであることから、ともするとその伝統的・前近代的性格が強調されがちであったが、すでに戦前期において鈴木栄太郎が、初期（明治中期・中後期）に結成されたものと大正期（早いものは明治末期）以降に結成されたものとを区別し、以下に述べるような評価を与えていることに、改めて注目すべきである^(註3)。

農家組合・農事組合・農業組合・農事改良組合などよばれていた種々の農家小組合は、その最も早いものは明治中後期に設立をみたといわれおり山形県や鹿児島県・石川県においては明治20年代に、新潟・福岡・愛知においても明治30年代には類似組織が設立されていたが、しかし早い時期（明治中期・中後期）に設立された小組合は、本稿が考察対象とする大正期（早いものは明治末期）以降のそれとは、次のような点で異質なものであったという。すなわち「明治の中葉或ひは其直後の時代に発生したものは、自然村が尚ほ個人主義化合理主義化する事極めて浅く、故に恐らく当時に於ける此等の農家小組合は其業務の合理的活動が自然村の伝統的生活規範の為に掣肘される事極めて多く、農家小組合自体の自主性は極めて薄弱であったであらうと思はれる。農家小組合と云ふ新らしい集団活動形式が新たに発生したと云ふより寧ろ古くからの共同生活の原理がかくの如き集団活動の形態をとったのであると云つても過言ではあるまい」からである。「そしてそれが其後の時代になってから全府県内或ひは全国に勃興した農家小組合と偶々歴史的に結びつき其先駆の様を考へられて居るものと思はれる。それは其後に起こった画一的準則によって指導奨励されたところのそして事業に対してもっと重点を置き且つもっと自主性を持った農家小組合とは其性能に於いて可成り異なつて居たものと考えられる」のである。大正期に勃興したいわば「新しい農家小組合」は「旧来の伝統的・前近代的なむら」の解体を経て成立した新しい組織であり「個人主義」の洗礼を受けた後に登場した、集落に基盤をおいた機能集団であるというのである。

「新しさ」の具体的内容は以下の具体分析を通じて明瞭になると考えられるが、①農家小組合と総称される種々の農業組織を明治後期以前のそれと以後のそれとを明確に区別していること、および②後者、要するに通常いわれるところの農家小組合の「新しさ」をシャープに抉り出しているところは、戦後の研究史が必ずしも十分留意してこなかった盲点ともいえ、あえて冒頭で確認しておきたいと思う^(註4)。

(2) 労働力不足と農産物市場への自発的対応策としての大正期農家小組合

大正期半ば以降農家小組合の普及奨励は本格化する。第一次大戦を契機に重化学工業

の本格的な成立とそれに対応した都市の急速な拡大をみたが、そのような中で、①一方では農業・農村からの労働力流出が相次ぎ（＝向都熱）農業労働力不足が深刻な問題になるとともに、②他方では同じ条件が質・量ともに新たな農産物需要（＝市場拡大と品質差別化）をうみ、それに生産サイドの新たな対応（増産と品質改良、新作目へのチャレンジ）を要請することとなったからである。当該期の小組合は、かかる事態への集团的・自生的対応策として成立したのであり、①という困難を抱えながらも②という新たなターゲットを目指す主体的発展を本格的に追求し得たところにその積極性があった。

農務局の調査に依れば、農家小組合数は、1925（大正14）年の7万9,690組合から1928（昭和3）年には15万7,439組合へ、1931（昭和6）年には18万3,995組合・1933（昭和8）年には23万5,036組合へと増加し、戦時体制下の1938（昭和13）年には27万6,157組合・1941（昭和16）年には31万2,914組合に達する。この段階でほぼ全集落・全農家を覆ったといつてよい^(註5)。

(3) 昭和恐慌期から戦時体制にかけての性格変化

1933（昭和8）年の産業組合拡充5ヶ年計画において農家小組合を法人化（＝農事実行組合）することによって産業組合に加入する道が開かれ（この措置によって産業組合は組織率を飛躍的に上昇させ、初めて全農家組織としての実態が整った。さらに戦時体制期の統制経済下では供出と配給と政策的調整の単位としての性格（政策の下請け機能）が付与され、以上の過程を経てその性格は大幅に変化せしめられた。渡辺惺治が、このような性格変化を、農家小組合の内実を「農家小組合（運動）」と「農業経営改善指導事業」の2側面にわけ、両者の結合関係を農業環境と関わらせて考察することにより、次のような説明を行っているので触れておきたい^(註6)。

1) 昭和恐慌期

「農家小組合（運動）」という側面からみれば、この時期（昭和恐慌期…野田）は前の時代の発展的積極性を失って、「反対に妥協的であり消極的」な「守る運動」となった。恐慌のもとで労働力は一気に過剰感を強めるが、このような条件のもとでは、「労働節約的共同例へば改良大農具の共同利用、労働過程の協同等はむしろ苦痛を与へるに過ぎ」ず、「一日の家族労働報酬」よりも「最大の粗収入の魅力のほうが強い」。「かかる時代の農村指導は、経済より精神へ、展開から宿命へ転化せざるを得ない。何故かなれば、農民は精神運動と慈善的な社会政策以外に明日への希望を繋ぎ得ない」からである。他方、「農業経営改善指導事業」の側面についても、「守る運動」となってからは「労働節約を意図する共同作業はむしろ苦痛」でしかなく、「共同作業は農業経営上における労働集約化施設としてのみ発展を許され、農業経営指導は専ら個人経営を対象にして、集約農業、多角形農業、有畜農業てふ一連の指導方向に」向かうこととなった。「この時期に産業組合運動が台頭」したが、それは結局「生産部面の共同に関しては何の役割も

せず」、結局両者は分離せざるをえなくなった。こうして「農家小組合（運動）」と「農業経営改善指導事業」の紐帯であった共同作業は解体し、両者は分離する傾向を強めることになったのである。

2) 準戦時体制から戦時体制へ

この時期には一般景気は回復に向かい、米麦を主軸とする農産物価格も上昇傾向をみせ、いわゆる「シェーレ」も縮小した。このような農業環境改善に支えられて、再び「農業経営改善事業が農家小組合との結びつきとして部分共同経営（＝共同作業…野田）が検討」されることとなった。他方、満州移民に関連して適正規模論が台頭し、農家小組合の側も「部分的共同経営（＝共同作業…野田）」を検討するに至り、「望ましき姿態たる統一化へ、即ち農業共同作業の再検討へ」と向かうこととなった。

日中戦争（＝戦時体制へ突入）は上述の傾向に拍車をかけ（1937年「農業共同作業督励施設事業」）、この下で、農家小組合は「計画生産と銃後施設の単位」に位置づけられた。農業共同作業は、「農業経営改善運動と農家小組合運動とが統合して、日本農業の生産力発展を期せんとする日本農業改善運動」のキーに位置づけられ、「耕地の交換分合、肥料の消費調整、勤労奉仕等、あらゆる農村指導は農家小組合運動と経営改善運動とを統一化せられたる農業共同作業を通して行うことが最も効果的」な時代となったのであった。ここにおいて、再び両契機は結合を果たしたのだが、しかしそれはかつての自発的な市場対応とは異なり、総力戦下の農業統制の不可欠の一環として組み込まれたのであった。

(4) 組織と財政

1) 設立区域：農家小組合の設立区域は、1 集落未満＝47.1%、1 集落＝41.6%、1 町村未満＝5.1%、1 町村＝5.9%、1 町村を超えるもの＝0.3%であった^(註7)。先の2者で9割足らずを占めており、集落もしくはそれよりも小さな範囲を基盤にしているといえるが、集落機能が極めて薄い北海道や鹿児島などが含まれており、これらを除く地域についてみれば集落対応性はるかに強かったといえる。

2) 指導機関と補助金：指導機関別にみれば、農会が最も多く77.6%、都道府県または市町村がそれに次ぎ20.2%、以下養蚕業組合13.9%、産業組合5.0%などとなる。今までの経緯からみて農会が大部分を占めるのは当然であるが、むしろそれ以外にも地方自治体や産業組合など多様な機関が小組合の設置に関わっていることが注目されよう。補助金についてみると総額381万円あまり1組合平均24円あまりとなる。出所別ウエイトをみると、都道府県＝41.4%、市町村＝11.3%、農会＝31.1%、その他＝16.2%となる。指導機関として最多を占めた農会とともに、むしろ地方自治体が主要なサポーターであった。

3) 農家小組合財政：財政問題を小組合レベルでみると、「特に経費を計上せざるもの

(74,109組合…全体の31.5%)及び調査不能のもの(3,889組合)等を除外したる組合数15万7037組合(…全体の66.8%)」についてみると、1組合平均経費は66.1円であり、うち組合費から36.2円(47.5%)、使用料・手数料として11.6円(17.2%)、補助金・その他から18.4円(35.3%)を補填した勘定になる。なお、組合費は会員平等割をとっているものが86.2%を占め、残りが地租割もしくは反別割である。1組合平均組合費収入額をみると、前者は36.2円であるのに対し後者は50.7円となっており、付加額の大きい組合が累進的機能をもつ地租割・反別割を採用していることがわかる。

(5) 事業内容

1933年における事業種類をみると、①共同作業=80.2%、②共同購入=62.2%、③共同販売=52.8%、④共同金融=32.5%、⑤社会的施設=25.5%となる^(註8)。注目すべきは、第1に、農家・農村には「信用・販売・購買・利用」を業務内容とする産業組合が設置されていたにも拘わらず、実際は任意組合である農家小組合がこれらの諸事業の相当多くの部分をカバーしていたことであり(したがって産業組合の本格的確立は農家小組合を下部組織として吸収することによって実現する)、第2に、流通過程のみならず生産過程におけるなんらかの共同作業が広範に取り組みされていたことであり(これが現在の集落営農に対応する)、第3に、社会的施設(風紀改善や納税督励および集会所や共同炊事あるいは共同託児所、共同浴場、衛生施設、図書・新聞閲覧設備など)を事業とするものが4分の1あまりを占めることに示されるように、狭義の経済問題にとどまらないきわめて包括的な事業内容をもっていることである。

「社会的施設」のウエイトの高さが、この時期農家小組合の性格変化(もしくは奨励方向)を「技術から経済へ」という表現で捉えることが一般化しており、そこにはまた「狭義の経済から広義の経済(生活環境)へ」という流れも含まれており、徐々に独立した事業部門として位置づけられてきていたことの反映であると思われる。この意味でも、小組合のもつ包括的な性格は、決して旧来からの集落機能の包括性に直接脈絡するのではなく、いわば「昭和恐慌時代の突きつけた矛盾のありよう」をこそ示すものであったのである。

2. 農家小組合をめぐる諸問題・諸論点

(1) 共同作業の性格

まず、現在の集落営農に直接脈絡する「共同作業」(=生産過程における共同作業)の具体的内容と諸論点について概括する。1933(昭和8)年における「共同作業」のうちわけをみると、①共同採種圃=47.8%、②共同防除=44.3%、③自給肥料生産=15.1

%が上位3であり、以下④共同田植=11.6%、⑤蚕共同飼育=9.8%、⑥共同除草=9.5%、⑦共同収穫・調整=9.2%、⑧共同苗代=8.0%となる。以前からの「結い」の系譜をひくものがある程度のウェイトを占める田植えや稲刈りではなく、まさに新技術への挑戦である採種圃の設置や共同防除の実施（養蚕地帯においては稚蚕共同飼育）を中軸にして共同事業が組まれることにこそ、その新しい性格を確認できる。

また、後者（=生産過程における共同作業）の各作業別に、1938（昭和13）年にかけての実施組合数の増減傾向をみると、増加したものは、共同防除=229.4%増、共同除草=221.7%増、共同耕起・整地=186.0%増、共同田植=125.4%増、共同託児所=82.7%増、共同苗代=55.9%増であり、逆に減少したものは、共同採種圃=28.8%減、共同収穫・共同脱穀・共同調整=4.8%減であった。以上の変化の結果、1938年には共同防除実施組合比率が第1位（34.1%）となり、33年時点で第1位であった共同採種圃は比率を大幅に下げ（23.3%）第2位となり、以下共同田植（19.5%）、共同除草（13.6%）が大幅に比率を上昇させて各々3位4位を占めた。かかる変化のなかに、戦時体制下に深刻の度を強めつつある（応召と徴発の2系列を通じた）労働力不足に対する、新たな段階での集団的対応をみることができよう。脱穀・調整における共同作業の現象は、この時期に急速に進んだ脱穀・調整過程機械化の反映であると考えられる。

(2) 作業種類と共同作業の難易差

新潟県農会の榎本善一郎は、作業種類別に共同化の難易度が大きく異なることを次のように述べる^(註9)。

「共同採種」や「共同防除」などのように個別に対応するには「あまりにその単位作業量少なく、しかも煩瑣の程度著しく労力的に甚だしい無駄」のある作業（第1類）は共同化のメリットが大きく、最も普遍的に行われておりかつ強い増加傾向を有する。これに対し、「苗代」「耕耘」「田植」「除草」「収穫」等の諸作業（第2類）は、「稲作における基本作業として重要であるが、単純な手作業であるがゆえに共同化の条件を全く欠くかその程度は少」であり、第1類に比べて数分の1程度の実施状況にとどまる。しかも耕地の零細性と分散性からくる共同労働のロスが大きく、主に心理的効果にとどまらざるをえず、共同労働を安定的に存続させるうえでは甚だ不安定である。また「稚蚕共同飼育」「共同乾繭」「孵化育雛」「家畜共同飼育」「養魚」「藁加工」「青物加工」「畜産物加工」「荷造り」「調整」などは、今のところ普及率は低く第2類型のさらに10分の1程度であるが、これらは機械設備による調整・加工を内容としており、過大な設備投資の節約という点で経済合理性を有しており、今後の着実な増加が展望しうる。

問題は第2類型に属する作業領域における共同作業の存立条件であるが、新潟の事例を見る限り、本類型の共同作業が存続しているケースは、①自然条件（主に水利条件）に規定されて共同的対処をやむなくされている場合か、②経済的利益を享受しうる特殊

な条件（馬や馬耕具を村で共同所有しているなどの）がある場合かのいずれかであり、第2タイプの作業は「それ自身で共同化の物質的条件をもたない」といわなければならない。したがって、かかる性格をもつ作業類型を「徒に補助金や命令で強制させるべきではなく」あくまで「共同化の条件を徐々に涵養せしめる仕方にて」行う必要がある。その効用足るべき「心理的效果」をマキシムにするためには、リーダーの巧みな指導力が不可欠であるが、それゆえに一般化することは極めて困難であろう、とする。

(3) 作業ユニット（適正な労働力編成）の問題

秋田県農会の鈴木清^(註10)は、共同作業を効率的に行えるか否かは、合理的な作業ユニットを組めるかどうかで決まる、という。同県平鹿郡旭村塚堀農事実行組合の経験によれば、例えば田植え作業の場合は、男（7人）…苗取り（5人）型付（1人）苗運搬・水見回り（1人）、女（12人）…植え方（12人）、（他に子供1人…小苗打）という基礎単位編成がベストである。これより規模が小さくなれば効率は落ちる。大規模になる場合は、この基礎編成の倍数で処理できるような工夫ができることが望ましい。同集落は39町4反の水田をもっており、必要労働力は963人（さらに代掻き分240人弱が加わる）となり、420人不足している。労働力不足に対しては、①田植え時期を前後に2日づつずらし、かつ②他集落からの移動労働力を入れることによって対処しているが、にもかかわらず十分ではないうえ、適正ユニットの維持はさらに難しい。「田植え」は、上述の榎本によれば第2タイプに分類される「共同作業の効果に乏しい」作業であるが、鈴木によれば、本事業においても単なる「心理的效果」にとどまらない「技術合理性」（適正な分業、ロスタイムの縮小）があるのであり、後者の側面を実態に即して的確に把握し指導することが重要だということになる。

(4) 共同作業円滑化への留意点

須永重光^(註11)によれば、共同作業が普及しにくい原因は、①「労働の多少からくる不満」②「熟練度の差からくる不満」および③「主客移動からくる不満」という農家の中にある「三つの不満」に対応できていないからである。

1) 労働評価と労働選択権：上述の①②は結局、(i)共同作業の労働評価に対する不満と、(ii)他産業（兼業）労賃との比較につきる。多くの労働力を抱える農家は必然的に労働提供量も多くなり、労働提供に伴う収入も増える。したがって、共同作業はこれらの農家にとっては収入増に直結するのでこの点だけからみれば問題はないのだが、農外労働力市場に近接している地域においては兼業機会を奪うことともなり、かかる側面から不満は増した（農業労賃は他産業より低く統制された）。他方、保有労働力が少ない農家では、提供された農業労働に対する何らかの支払いが強要されることとなる。従来は可能な折に労働で返すことが一般的であったが、共同作業が組織化される中で金

銭や物による支払が必要となり、とくに100%金銭で決済されることになった地域では、共同作業が新たな借金を膨らませることにもなった。また労働の質を問わず労働時間に応じて均等に支払うというシステムは、熟練者の大きな不満を招くこととなった。事実、独自の労働力調達機構をもっていた東北地方の大規模農家においては、熟練した労働力編成を解体させられることにより生産力を後退させることも珍しくなかったのである。また③の問題は、次のようなことである。共同作業においては自分の田も他人の田も同様に扱うことが必要とされるが、今まで自分の田（自作地・小作地を問わず）であればこそ宮々と努力し得た農民にとってみれば、このような新しい労働倫理に馴染むことは至難の業であった。

須永によれば問題解決の第1の鍵は機械の導入にあり、「裸手的労働や道具労働組織を変更せしめ…機械の能率に適合するとき労働組織に再編する」ことである。機械は「労働機能を均等化しかつ水準をあげる」効果をもち、「個人の能力の差が…明白にあらわれ…しかも支払いは均等」「有能なる作業者が最劣等能率の作業者の水準にまで低下」等という事態を回避できるからである。そして第2には、農業労賃が他産業より低く統制されている不利さを少しでも補うために「半労働者化された農民層の負担を可能な限り縮減する」方策すなわち託児所とか共同炊事の集落負担等を講じることであった。

2) 土地条件・地主制・出入り作・負債問題：その他、①土地条件（区画・水利・土質等）のばらつきが大きいこと、②地主小作関係の対立があること、③出入り作による調整の難しさ、④農民負債問題などは、共同作業をすすめるうえでの阻害要因になっている。④については、とくに東北地方では大きな問題となっている。かつては負債の返済は農繁期における労力提供によってなされるのが普通であったが、共同作業の一般化がそれを不可能にし、債務関係を媒介にした不団結が持ち越されることになったことが大きいという。①については基盤整備の問題であり、②については主要には政治の問題である。

(5) 農家小組合の東北型・西日本型

1) 共同作業の性格差

上述のように、大正期以降驚異的な普及をみせ、戦時体制下にはほぼ全国全集落で設置をみた農家小組合（農事実行組合）であったが、東北地方のそれと西日本におけるそれとでは、大きな性格の差があったことが指摘されているので、ふれておきたい。すなわち、東日本の農家小組合は「未機械化作業部門を共同作業により補完する」ことに中心的な眼目があり全体的に労働集約化機能をもっているのに対し、西日本においては「機械化作業部分の共同化を通じてむしろ機械作業の普遍化」という側面が強く、下層農に対しては「一部には上向、他の一部には零細兼業化を促進」することとなり、他方「機械所有経営は機械のフル運転を共同作業班という定着的形態で行うことにより実質

的に於て、技術的にも経済的にも上向を実現」せしめる機能をもつという^(注12)。

2) 矛盾調整と統括力

また、次のような評価もあった。すなわち、関西地方においては、班員相互間の利害の対立が努めて回避する方法をとり、たとえば（作業能率上犠牲をはらっても）「班員の耕地を毎日平均化して行う」などの工夫をする場合が多いが、東北地方ではこのような配慮はあまりなく「一軒分宛を取り決めていくという様な方法」をとることが多い^(注13)。これは東北地方がたぶんに「遺制的父家長的性格」をもっているがゆえの現象であるが、しかし合理的な共同作業方式を実現するうえでは「それを統制する強力な父家長的なものの存在が不可欠」であり、逆説的ながら新たな合理化につながる可能性もある^(注14)。

3) 労働評価問題

東西の地域差が際立つものに「共同作業の労働評価問題」があった。労賃計算をする小組合比率は全国平均で40.7%であるが、地域差が極めて大きく次のような極端な分布を示している。すなわち、「しない」ところでは、①北海道=100.0%（労賃計算をしない小組合の比率）、②青森=99.9%、③富山=99.8%、④岡山=99.6%、⑤東京=99.5%、⑥新潟=98.9%、⑦茨城=98.5%、⑧高知=97.5%、⑨栃木=97.4%などの順となり、他方「する」ところでは、①島根=100.0%（労賃計算をする小組合比率）、②秋田=95.0%、③宮崎=91.1%、④鹿児島=89.7%、⑤福井=80.3%、⑥山口=73.7%、⑦愛媛=66.7%、⑧長野=66.3%、⑨愛知=64.5%、⑩岩手=60.0%となり、以下香川（58.8%）滋賀（58.6%）と続く。労賃計算をするもののなかには、現金でおこなうものと現物でおこなうものとが含まれるが、全国平均では「現金」が77.3%、本県では100.0%に達していた。東日本で「労賃計算をしない」もののウエイトが高く、西日本で「労賃計算をする」もののウエイトが高いという特徴がひとまず見て取れ、それはある程度商品経済浸透度の差を反映したものとよめるが、前者に（商品経済の中心地）東京が含まれ後者に岩手が含まれるなどの事実があり、今のところ十分な説明はできない^(注15)。

3. 滋賀県における農家小組合（農業組合）の奨励と実績

(1) 滋賀県農会の育成策

滋賀県において農家小組合（本県では「農業組合」と呼んだ…以下滋賀県の農家小組合を指すときは農業組合と表記する）が本格的に設立されたのは、1922（大正11）年に県農会がその育成方針を決定して以降である。県農会がこの時期にかかる方針を採択したのは、次のような状況認識によるものであった。「現代商工業ノ発達ハ、農村労力ヲ急激に奪却シ、茲ニ農業ノ経営難ガ叫バレ小作地ノ移動シキリニ行ハレ、時ニ不毛ノ耕

地ヲ現出スルノ不祥事」があり、これを解決するには「耕種ニ偏重シテ余リ技術ノミニ重キヲ置キスギタル傾キ」を是正し「同時ニ企業的経営ノ方面」に発展し、「労力節約ヲ経トシ能率増進ヲ偉トシ旧来ノ農法ニ一大英断」を振るわねばならない。要するに、「耕種農業（単式農業）・労働集約的農業（技術的農業・多収的農業・労力万能的農業・筋肉的農業）」から「耕種副業農業（複式農業）・労力節約農業（粗放農業にあらず…経営的農業・多収益農業・資本集約的農業・頭腦的農業）」へ、という大転換を遂げることが必要であるが、これは個別農家だけでできることではなく「農業の組合化」を通じてこそ可能になるものであり、かかる意味において農業組合の設立こそがその鍵を握るという判断である^(註16)。そして結成された農業組合は、①農業経営方法の改善を断行する、②適当なる副業を断行して労働能率を向上させるとともに、③産業組合を利用し資金の充実を、農会を利用して農業の擁護を図る、④耕地の集団化と交換分合を促進する等の諸点で大きな成果を治めることが期待されたのであった^(註17)。なお『滋賀県農会報』123号には「農業経営は組合組織」と題する藤原綱太郎氏（県農事試験場長）の論説が掲載されているが、その中で氏が主張する「滋賀県農業改良方針綱領五原則」とは、①耕作地集団化、②固定資本節約、③労力節約と余剰労力の有効利用、④主穀農業から耕種副業農業、⑤家族制度尊重のうえにたった合理的経営の諸点であった。

(2) 農業組合の基本的性格

滋賀県における農家小組合と農家小組合設立運動の第1の特徴は、県農会の強力な指導力である。奨励開始初年度（1922年）には各郡に1組合ずつ・計12組合が設置されたが、このような厳選主義・典型主義がとられたのは「創始ノ当初ニ於テ粗製濫造的ニ内容ノ貧弱ナルモノデアッテハ普及上ニ大蹉跌」^(註18)があり得ると判断されたからである。以降毎年のように農業組合長懇談会が開催され経験交流が図られるとともに、毎月『農会報』には種々の調査・分析が紹介され、積極的な啓蒙活動が展開された。初期10年間の本県『農会報』はまさに農業組合を中心に編集されているかのような印象をうける。本県においては県農会のイニシアティブが当初より明瞭であり、かつ当該期の農業経営改善における農業組合の位置づけは他の諸府県（例えば京都府）に比して相当大きなものがあったといえる。第2の特徴は、本県の農業組合が主に労力節約を軸にした農業経営改善を意図していたことを反映して、初期組合はいずれも農業機械の共同購入・共同利用を柱として組織されていたことである。初年度に設立された12の組合は総てそうであり、「労力節約—他部門への労力振り向け—総収益の増大と安定」という論理的連関の起点に農業機械の導入があった点は注目すべき特徴であるといつてよい。昭和恐慌を契機にして、再び「自給的多角化」「多労による総収益の増加」に回帰することになったとはいえ、初期の農業組合においては「技術革新」と「それを可能にする経済組織の改編」という、チャレンジングな姿勢があったことがみてとれるからである。当該

期の農業組合がかかる特質を体現できたのは、上述のような、農村からの人口流出と農業労働力の不足化と、都市圏の本格的な成立を背景にした農産物市場の量的質的拡大であった。

ただし『滋賀県農会報（滋賀農報）』の記事内容から判断する限り、農業組合が農業経営改善の切り札として情熱が傾けられ豊かな創意が発揮されたのは初期10年に過ぎなかったように見える。昭和10年代一要するに準戦時体制の後半から戦時体制にかけては、農家小組合の発展形態である農事実行組合がほぼ全村を網羅し、統制経済のまさにキーの役割を担うことになったが、それに引き替え『滋賀県農会報（滋賀農報）』の記事はすっかりみずみずしさを失い、単なる項目の羅列に終止してしまう。このことは恐らく、統制経済の下請機関と化したことによる事業内容上の画一化や、上意下達方式の強化による創意性の喪失と、深い関連があるのであろう。この点で、農家小組合と農事実行組合との間には極めて深刻な断絶があるといわざるをえない。

(3) 設立経過と主要事業

以上のような育成方針の下で、1922（大正11）年時点では12組合に過ぎなかったものが、3年後の1925（大正14）年には256組合9,369人に急増し、以後も顕著な伸びを見せた。すなわち、1931（昭和6）年には653組合25,923人となり、さらに1935（昭和10）年には2,101組合84,766人、1938（昭和13）年には2,628組合（組合員数不明）に達したのである。本県の農業集落数（約1,500）を考えれば、1930年代の初めにはほぼ農業集落数に達し、戦時体制期にはその1.8倍にも達する農業組合が結成されたことになる。

1925（大正14）年時点で存在していた256組合の実施事業の特徴をみる（表2）と、①「労働能率」に関連する諸事業が最多で562（1組合平均2.2）に達し、以下②「耕種部門」関連事業289（同1.1）③「共同購入」関連事業250（同1.0）④「土地基盤」関連事業243（同1.0）⑤「共同販売」関連事業230（同0.9）⑥「加工」関連事業190（同0.7）等と続き、事業総件数2,278、1組合当たり平均事業数は8.9件である。同様に1931（昭和6）年の653組合についてみると、最多は①「労働能率」関連事業（総計1,190、1組合平均1.8）と②「耕種部門」関連事業（総計1,160、同1.8）がほぼ同数で並び、以下③「福利増進」関連事業757（同1.2）④「共同購買」関連事業734（同1.1）⑤「共同販売」関連事業655（同1.0）⑥「加工」関連事業438（同0.7）と続き、事業総件数6,370、1組合当たり平均事業数は9.8件である。全体として実施事業数は増大（平均0.9件増）しつつ、とくに「耕種部門」関連事業および「福利増進」関連事業が急増をみせ、かわりに「土地基盤」関連事業のウェイトが急減し上位6位から姿を消した。31年のそれは、前年におそった昭和恐慌に対し、とくに耕種部門へのテコ入れと福利増進機能の強化を通じて対応した状況が反映していると考えられる^(注19)。

4. 滋賀県における農家小組合（農業組合）の地域的特徴

本県農業組合の全体像を総括的に把握できるのは、1925（大正14）年時点における256組合についてのデータのみである。この時点においては、県農会の強力な指導があったものの、統制経済下とは違い地域地域に於ける主客諸条件のあり方を反映して個性ある取り組みがなされているという点で、またすでに200を超える（十分考察に耐えうる）大量が観察されるという点でも興味深い資料である。

(1) 郡別事業実施状況

まず先に全県についてみた事業実施状況を郡別に概観すると、1組合当たり実施数最多は①甲賀郡であり実に13.2件、以下②蒲生郡11.8件、③栗太郡・東浅井郡が同数の10.4件と続く。他方少ない方は、下から①高島郡・野洲郡が同数の5.9件、②坂田郡6.1件、③伊香郡6.9件となる。

次に、各郡別に1組合実施数が1.0以上の事業種類を郡別に整理すると、次のようになる。（滋賀郡）労働能率・耕種・加工、（栗太郡）土地基盤・労働能率・共販、（野洲郡）耕種・共購、（甲賀郡）土地基盤・労働能率・耕種・養蚕・養畜・加工・共販、（蒲生郡）土地基盤・労働能率・耕種・加工・共販・共購、（神崎郡）労働能率・福利増進、（愛知郡）土地基盤・労働能率・耕種・共購、（犬上郡）土地基盤・労働能率・耕種・福利増進、（坂田郡）労働能率・共販・共購、（東浅井郡）土地基盤・労働能率・共販・共購・福利増進、（伊香郡）労働能率、（高島郡）労働能率。同様に1組合実施数が2.0以上の事業種類をあげると、（栗太郡）労働能率、（野洲郡）耕種、（甲賀郡）労働能率・耕種、（蒲生郡）労働能率、（神崎郡）労働能率、（犬上郡）労働能率、（坂田郡）労働能率、（東浅井郡）労働能率、（伊香郡）労働能率、（高島郡）労働能率となる。

以上より、事業種類とその実施数からいえば、甲賀郡と蒲生郡が特筆すべき位置にあり、他方滋賀・坂田・伊香・高島という湖西・湖北の諸郡が低位にあったといえる。

(2) 事業視点からみた地域的特色

次に、事業の側からその地域的特質を概括する。

①「土地基盤」関連事業について。とくに地域性が明瞭な「揚水」事業と「耕地集団化」事業についてみる。「揚水」事業は全体で93件あるが、野洲郡24・蒲生郡13・栗太郡12・神崎郡12・愛知郡10と続き、以上の5郡で85.4%を占める。とくに野洲・栗太両郡では設置組合の87.8%が揚水事業を行っており、同事業を中軸にして農業組合が結成されたと言っても良いほどである。これら湖南の2郡とともに湖東諸郡が機械揚水の中心地帯であった。他方「耕地集団化」事業についてみると、全体42件中犬上郡と神崎郡

がいずれも9、甲賀郡8、蒲生郡・愛知郡ともに7、以上の5郡で実に95.2%を占め、湖東地域に顕著な動きであったことがわかる。

②「耕種」関連事業について。興味深い地域性がみてとれるのは、「米麦採種圃設置」(全体56件)が野洲郡(24)蒲生郡(11)を中心に実施されたこと(両郡で62.5%)であり、麦作改善(全体18件)に至っては甲賀郡1郡に殆ど(15、83.3%)が集中していることである。また「果樹・蔬菜」関連事業(全体20件)についても、湖南の栗太・野洲両郡が同数の7件、両郡で70%を占めていることも注目されよう。③「養蚕」関連事業は全体で128件あったが、うち甲賀郡が39・神崎郡が21・蒲生郡が14・犬上・東浅井両郡がいずれも11で、これら5郡で75%を占める。坂田郡・伊香郡の7件がこれに続いており、湖東・湖北山間地域において重要課題になっていたことが見てとれよう。④「養畜」関連事業について。総数161件中最多を占めるのは「養鶏」(84)であり2番目は「養鯉」(50)であるところがこの時代らしい。「養鶏」においては、甲賀(28)と神崎(26)の両郡で64.3%、愛知郡の9、蒲生郡の5を加えれば、81.0%に達する。「養鯉」においては、甲賀の12・蒲生と愛知の11・犬上の8・神崎の5などとなり、以上の5郡で94.0%となる。また「畜牛」では全体17件中甲賀郡に9件と半ば以上が集中しており蒲生・東浅井(各2)を加えれば、76.5%に達する。いずれも甲賀郡を中心とし、それに湖東地域諸郡が加わっていることが特徴である。

⑤「共販」事業について。総数は230件であるが、品目を特定していないものも多く、ここで分析可能なのは具体的に内容を表記しているもののみである。うち、地域性がくつきりと出ているのは「繭」共販と「果実・蔬菜・ビール麦など商品作物」共販であり、前者は全体34件中坂田郡13・蒲生郡8・東浅井郡5・犬上郡4の4郡で88.2%、後者は全体で19件中栗太郡12・野洲郡2、両郡のみで73.7%に達する。湖北中心の前者、湖南中心の後者という明瞭な対比が見てとれよう。「共購」事業についてはとくに顕著な地域差は見いだせないので省略する。⑥意外なことに、「品評会」実施組合にも大きな地域差がある。全体23件中愛知郡が半ば近い11を占め、犬上郡の4・伊香郡の3・甲賀郡の2で87.0%となる。

⑦「福利増進」事業とし括られるものには多様なものがあるが、うち「研究会」「講話会」を開催した組合は全体で90あったが、湖北地域を除く地域に分布しているものとともに神崎郡(36)と愛知郡・犬上郡(いずれも15)の多さが際だっており、以上3郡で73.3%を占めた。他方これらに準ずる性格をもつと思われる「視察」は全体8件中5件(62.5%)栗太郡に集中していた。また「労働協定・賃金協定」をしたものが全体で22組合あったが、甲賀郡がちょうど半ば(11)を占め以下東浅井郡4・神崎郡3・犬上郡2と続いている。「慰安会の実施・娯楽慰安日の設定」をした組合は全部で10組合あったが、うち甲賀郡が8を占めこれに蒲生郡・神崎郡で100%を占めた。

⑧その他。「山林」関連事業として分類される諸事業がある(総数40件)が、本県の

表2 滋賀県における農家小組合（農業組合）の地域分布と事業内容（1925年10月1日現在）

単位：組合、件、%

	滋賀県	栗太郡	野洲郡	甲賀郡	(湖南)	蒲生郡	神崎郡	愛知郡	犬上郡	(湖東)	坂田郡	東浅井郡	伊香郡	(湖北)	滋賀郡	高島郡	(湖西)
組合数	(256)	14	27	35	(76)	27	47	26	22	(122)	19	11	11	(41)	9	8	(17)
組合当実施事業数	(8.9)	10.4	5.9	13.2	(10.1)	11.8	7.5	8.1	9.8	(9.0)	6.1	10.4	6.9	(7.4)	7.1	5.9	(6.5)
土地関係	(243)	17	24	57	(98)	32	38	29	28	(127)	1	11	2	(14)	3	1	(4)
揚水	(93)	12	24	9	(35)	13	12	10	6	(41)	1	2	1	(4)	2	1	(3)
集団化	(42)	1	—	8	(9)	7	9	7	9	(32)	—	1	—	(1)	—	—	(0)
労働能率	(562)	45	20	92	(157)	86	75	49	54	(264)	43	37	28	(108)	14	19	(33)
牛耕	(15)	—	—	—	(0)	2	6	1	1	(10)	—	4	1	(5)	—	—	(0)
労力調整	(29)	—	—	19	(19)	3	1	—	2	(6)	—	3	—	(3)	1	—	(1)
初摺	(178)	12	3	22	(37)	27	24	20	22	(93)	12	10	11	(33)	7	8	(15)
精米	(146)	9	6	19	(34)	26	14	16	17	(73)	13	8	7	(28)	4	7	(11)
精麦	(31)	9	—	2	(11)	14	1	—	—	(15)	2	—	—	(2)	—	3	(3)
脱穀	(22)	2	8	2	(12)	2	8	—	—	(10)	—	—	—	(0)	—	—	(0)
共同耕作	(103)	10	3	22	(35)	7	17	7	—	(31)	16	11	8	(35)	1	1	(2)
耕種	(289)	10	36	72	(118)	43	41	26	32	(142)	4	0	6	(10)	13	6	(19)
採種圃	(56)	1	24	6	(31)	11	1	4	1	(17)	1	—	—	(1)	5	2	(7)
共同経営	(28)	—	4	9	(13)	—	—	9	1	(10)	—	—	1	(1)	—	4	(4)
麦作改善	(18)	—	—	15	(15)	—	—	—	3	(3)	—	—	—	(0)	—	—	(0)
果樹蔬菜	(20)	7	7	—	(14)	—	—	3	—	(3)	—	—	—	(0)	3	—	(3)
品種改良	(62)	—	—	7	(7)	6	29	6	11	(52)	—	—	1	(1)	2	—	(2)
養蚕	(128)	1	9	39	(49)	14	21	4	11	(50)	7	11	7	(25)	3	1	(4)
養畜	(161)	5	2	51	(58)	20	33	20	14	(87)	1	2	6	(9)	5	2	(7)
畜牛	(17)	—	—	9	(9)	2	—	—	1	(3)	—	2	1	(3)	2	—	(2)
養鶏	(84)	3	2	28	(33)	5	26	9	3	(43)	1	—	2	(3)	3	2	(5)
養鯉	(50)	2	—	12	(14)	11	5	11	8	(35)	—	—	—	(0)	—	—	(0)
加工	(190)	13	3	51	(67)	31	30	11	14	(86)	4	10	10	(24)	11	2	(13)
製縄	(80)	5	2	22	(29)	10	12	4	9	(35)	3	3	5	(11)	4	1	(5)
製蕨	(54)	3	1	14	(18)	12	9	3	3	(27)	1	1	2	(4)	5	—	(5)
山林	(40)	1	2	16	(19)	7	3	3	5	(18)	0	0	0	(0)	3	0	(3)
共同販売	(230)	21	24	35	(80)	40	28	11	10	(89)	26	15	7	(48)	6	7	(13)
共同購入	(250)	13	38	22	(73)	35	35	28	18	(116)	29	16	7	(52)	3	6	(9)
品評会	(23)	0	0	2	(2)	1	1	11	4	(17)	0	0	3	(3)	0	1	(1)
福利増進 他	(162)	19	0	25	(44)	10	47	18	26	(101)	0	12	0	(12)	3	2	(5)
事業総数	(2278)	145	158	462	(765)	319	352	210	216	(1097)	115	114	76	(305)	64	47	(111)

注)「農業組合現況調査(大正十四年十月一日現在)」「滋賀県農会報」144号(1926年3月)より作成。

表中「組合当実施事業数」とは、「事業総数」を「組合数」で除したもの。なお、事業内容の小項目は主なもののみ。

場合は1件(犬上郡)を除く総てが竹林(関連事業)であり、湖北地域には皆無であるという特徴があった。また「加工」関連事業(総数190件)の主なものは「製縄」80・「製筵」54であり県下広範な地域に分布しているが、特殊なものを挙げれば、「練炭製造」(全体13件、蒲生郡6・東浅井郡4・神崎郡2ほか)、「麻布賃織」(神崎郡2)、「編み笠製造」(神崎郡1)、「扇骨製造」(高島郡1)、「八田焼」(甲賀郡1)・「信楽焼用割木製造」(甲賀郡1)などがあった。他方、「自作農創設」事業に取り組んだものが、犬上郡で4組合、神崎郡で1組合の計5組合あった

(3) 農業組合の地域的特質

以上の考察を踏まえ、事業内容上の地域的特質特徴をまとめれば以下になるよう。

① 農家小組合(農業組合)が最も多く設立されるとともに、実施事業も最も多彩で豊富であったのは甲賀・蒲生の両郡であり、愛知・神崎などの湖東諸郡がそれに次ぐ。他方、事業内容が比較的シンプルで1組合当たり事業数も少なかったのが、甲賀郡を除く湖南および湖北・湖西の諸郡であった。②しかし湖南地域と湖北・湖西地域との間には大きな性格の違いがあり、湖南においては機械揚水・商品作物(果樹・蔬菜・ビール麦)の改良と共販を中心とする農業組合の発達が典型的にみられたのに対し、③湖北・湖西地域における農業組合は、桑園・養蚕改良と繭の共販への特化傾向が極めて高いものであったのである。④また湖東地域を中心として耕地集団化への取り組みが積極的になされたが、これは本地域が広域の水不足地帯を抱えていたこと・1戸当たり経営面積が相対的に大きかったことに加え、農村人口の流出が相対的に多く、以上の諸条件のもとで労力不足が深刻であったことによるのではないかと推定される。⑤本県のなかで最も多彩な事業に取り組んだ甲賀郡は、養畜関係事業を積極的に行った唯一の郡でもあった。すなわち畜牛・養鶏・養鯉の改良・普及事業が本郡農業組合の重要な柱であったのである。また「娯楽日の決定」に取り組んだ唯一の郡でもあり、福利の重視という視点からも興味深い事例であった。

お わ り に

現在「集落営農」が一つの政策課題になっていることに鑑み、以上の農家小組合分析から「現代へのヒント」を意識しつつ、若干のまとめをおこないたい。

第1は、集落営農の戦前版である農家小組合を支えた論理は、決して「古いもの」ではなく「新しいもの」であり、「伝統の力」「結いや手間替えの経験」ではなく「個人主義を経た後の新しい地縁的結合」であったという問題である。これは、とりわけ青年層や女性の参加を十分保証する上で、過去ではなく未来へ向かった住民のエネルギーを大

きく引き出す上で、さらに広く世論の共感を得る上で注目すべき重要な視点であると思われる。滋賀県においては、これらの側面は「労働生産性の重視」と「経営構造の改変」という2つの視点が前面に出されることによって、一層鮮明なものになっていた。本県農家小組合の特質は、「生産」と「経済」を接合させるキーとして「労働能率の向上」というファクターを明示的に位置づけていたところにあるが、これは、自家労働評価＝「個の自立」の前進に裏打ちされた新しい地縁集団の形成を意味するものとして注目すべきであろう。

労力不足がさらに深刻になった戦時体制下には、小組合（農事実行組合）活動における過度の現金主義が新たなる負債問題を発生させたり、共同作業の強制が熟練をもった労働力編成を破壊したという報告もあったが、ある意味でこの「新しさ」をゆがんだかたちで示しているともいえよう。

第2は、「共同作業」（＝集落営農）を安定的に成立せしめ、それに積極性を付加する基本条件を「農業環境のよさ」だとしていることである。集落的結合運動と農業経営改善運動は農業環境に恵まれた時期にだけ、「共同作業」（＝集落営農）を媒介にして緊密な連結関係を作り上げるが、農業環境が悪化すると両者は分離の傾向を強めてしまうという。事実、近代日本における集落営農（農家小組合）は、2度にわたってこの波を経験したのであった。それは、不況下にあっては、経済困窮に耐えるという論理と農業経営を改善するという論理は、整合する必然性と余裕を喪失するからである。「農業環境」に関わる問題は多分に「政治の問題」であるが、別言すれば、「農業環境＝政治」にもかかわる広い視野をもつことによってこそ、「共同作業」（＝集落営農）の意味と方向を広い（＝ブレのない）視野でリアルに把握できるともいえよう。その点で、本稿で取り上げた戦前の論者の多くが、農家小組合それ自体の問題とは区別される「政治の問題」の存在に言及していたことは印象的であった。逆に、現代の集落営農が専ら「政策の失敗」の受け皿として期待されているとすれば、上述の歴史的経験に照らして甚だその未来は暗いといわざるをえないのである。

また以上の経済的条件に加えて、「地域主体性の程度」といういわば主体的（社会的）条件も農家小組合活動に大きな影響を与えるものであった。全国的にも、農家小組合と農事実行組合の間には、地域主体性にかかわる大きな断絶が介在していたと考えられるが、滋賀県における農業組合（農家小組合）が、統制経済下になるとともに政策的支援が本格化したにも拘わらず精彩を欠いてしまったこともその現れであろうと思う。

第3に、「共同作業」（＝集落営農）が安定的に成立するためのテクニカルな諸条件についても一定の整理がなされており、幾つかの教訓を与えてくれる。面的強制力をもつ作業＝第1類、施設を伴う作業＝第3類、それ以外の作業＝第2類というように農作業を分類すると、第2類こそがネックであり、しかもかかる作業が現実の農作業の中枢部分を占めているところに、この時代特有の困難があった。しかしそれとて、作業ユニッ

トとしての合理性を確実に追求するならば、ある程度の安定効果を生み出しえたのであり、「技術段階」という外在的条件（＝与件）のみならず、「具体的・科学的な問題処理能力」という主体的力量の関数でもあったのである。また土地・水条件のばらつきが大きさが、集团的・面的対応の効果を著しく減少させているという事例も多かった。

他方、農家（労働力数・経営規模）と労働力（熟練度、兼業機会の有無）のばらつきは、効率的な作業編成を組みにくくし、かつ労働評価を不公平なものにすることによって、当該期の「共同作業」に大きな矛盾を孕ませることになった。このような状況のもとでは、土地基盤整備の進展（＝土地・水条件の均一化）と農業機械化の進展（作業強度の平準化と労働効果のレベルアップ）こそが、事態を好転させる最大の条件であったというのが、滋賀県における農業組合はこれらの諸点（とくに後者）において、明らかにワンレベル高いところにあった。また以上の諸条件は、現在でははるかに改善されており、逆に集落営農の有力な基盤を提供していることも、改めて再確認できよう。

第4は、農家小組合活動の多面性についてである。戦前期の農家小組合がまず「技術・生産」から出発し、徐々に「経済の問題」へ拡大し、さらには「生活の問題」をも包摂するに至るという経過を辿ったことは興味深い。常識的見地からすれば、「専門化」こそが近代における技術・生産力発展の基本形態であり、多様なものを抱え込んだ組織・運動こそ非近代的・前近代的なものである。農家小組合のもつ多義性も、従来はその「古さ」から説明されることが多かったように思うが、かかる多様化こそ当該期の未曾有の経済・社会変動に対する、農村の側の最も効果的な防衛運動であったのである。混住化の程度が飛躍的に高まった現在においては、以上の経験をそのまま集落営農に適用することは無理であるにしても、「地域振興」の総体には以上のような総合的視野が必要であろう。

前近代の小農民は「共同体と副業」に支えられてこそ存在しえたといわれるが、これは今でも（そして近未来でも）同様であろうと思う。集中化・専門化こそが発展＝近代化だとア・プリオリに想定してきたことこそが誤りであり、かかる発展形態をとるのは工業（それもフォーディズム型の）のみであり、農業と地域経済はそれとは逆に「共同体と副業」（今流に言えば、地域における資源・産業コンプレックス）によってこそ確かな発展を実現しうると思われるからである。集落営農も、このような資源・産業コンプレックスの一翼を明示的に占める時に、新たな意味付けと展望を見出せるように思われる。

注

- 1) 後述のように鈴木栄太郎は、当該期の農家小組合を「画一的準則によって指導された」ものとして特色付けており「自生的」という表現とは矛盾するかにみえる。事実そのほとんどが

農会と市町村の指導・奨励によって設置をみたものだが、「自主性」という言葉には次の2点を含意させている。一つは、先の文章に続けて同氏が「事業に対してもっと重点を置き且つもっと自主性を持った」ものであることを強調しているが、かかる側面（積極性）を表現することであり、二つには、農会にしても市町村にしても、続く時代（準戦時・戦時）とは異なり、「地域の主体性」を体現しているということである。

- 2) 農家小組合から農事実行組合への切り替えが「それまで農家小組合を育成してきた道府県の勸業行政や農林省でも農務局農政課系列の系統農会とぶつかって意図通りに進むものではなかった」ことについては、玉真之介『主産地形成と農業団体』（農山漁村文化協会、1996年）93頁。なおそれによれば、農家小組合中法人格を有するものの割合は、1938年9月で20.5%、41年1月で66.3%であった。

本論文では、やや単純化している。

- 3) 鈴木栄太郎「部落の構造と部落農業団体の性格」『帝国農会報』1941年11月号。
 4) 農家小組合に関する本格的研究の嚆矢ともいえるべき、棚橋初太郎『農家小組合の研究』（1955年、産業図書株式会社）においては、「農家小組合の発達過程」が「明治時代の農家小組合・大正時代の農家小組合・昭和時代の農家小組合」に区分して論じられており時代ごとの差異についてもふれられている。また「農家小組合が当初から一般に部落を区域として設立されたものであり、また中には旧時代の協同組織であった五人組、講社、『ゆひ』等の発展形態としてまたはこれらを基礎として設立されたものも見出される…しかしながら…むしろ主として便宜上の問題であったと思われる」としており、前近代の部落機能とは区別しているが、その「新しさ」の内容については、いずれも明瞭ではない。

なお、表1についても、以上の点をふまえて読む必要があろう。

- 5) 棚橋前掲書38頁。なお時期は下るが、1970年農林業センサスが把握した農業集落数は14万2699であり、当該期における農業集落（むら）数もこの数値と大差ないとすれば、第二次大戦期には単純平均で1集落を2組織が覆った勘定になる。
 6) 渡辺程治「農業共同作業と農会」『帝国農会報』1939年8月号。
 7) 棚橋前掲書60頁。
 8) 棚橋前掲書67頁。
 9) 榎本善一郎「共同作業の実績とその示唆するもの」『帝国農会報』1939年8月号。
 10) 鈴木清「共同作業の実証的研究」『帝国農会報』1942年2月。
 11) 須永重光「農業共同作業の基本問題」『帝国農会報』1942年2月。
 12) 栗原百寿「日本農業技術構造と農業共同作業の意義」『帝国農会報』1942年2月号。
 13) 池田斉「農業共同作業の性格と労働統制」『農政』第3巻11号。
 14) 鈴木前掲論文。
 15) 数値の開きが大きすぎるので、調査方法・調査精度自体を再検討する必要が有ろう。
 16) 浅沼嘉重（滋賀県農会技師）「組合組織による農業経営」『滋賀県農会報』123号。
 17) 「滋賀県農会第三回農事懇談会記事」『滋賀県農会報』119号。
 18) 「農業組合長懇談録」『滋賀県農会報』121号。
 19) 「農業組合現況調査（大正十四年十月一日現在）」『滋賀県農会報』144号、以下の分析はすべて本資料による。